

やまと高等学校教務規程

やまと高等学校

令和4年12月1日制定

令和6年4月1日改訂

この規程は、やまと高等学校学則に則り、教科・科目、単位認定及び成績評価に関する規準を示すとともに、生徒の学習意欲の向上と学習効果の発展・向上を図ることを目的とするものである。

目次

- 第1款 教育課程に関する規定
- 第2款 入学・転編入学及び在籍期間に関する規定
- 第3款 退学・転学及び休学等に関する規定
- 第4款 単位認定・成績評価に関する規定
- 第5款 留学に関する規定
- 第6款 雜則

第1款 教育課程に関する規定

(教育課程)

- 第1条 本校の教育課程は、別表1に定める教科・科目、総合的な探究の時間、及び学校設定科目、総自立活動及び特別活動により編成する。
- 2 本校における各科目の年間に規定された単位の履修期間は、学期の区分又は1年とする。
- 3 本校の教育活動は、添削指導、面接指導及び試験により行う。特別活動は、第5条に規定するところによる。

(添削指導)

- 第2条 高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)の定めにより添削指導を行う。
- 2 各教科・科目の添削指導回数は、1単位につき次の表のとおりとし、その回数を下回らない範囲で行う。

各教科・科目	添削指導(回)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3
理科に属する科目	3
保健体育に属する科目のうち「体育」	1
保健体育に属する科目のうち「保健」	3
芸術及び外国語に属する科目	3
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	2
学校設定教科・科目	1
総合的な探究の時間	1
自立活動	1

第3条（面接指導）

各教科・科目の面接指導回数は、1単位につき次の表のとおりとし、その回数を下回らない範囲で行う。

各教科・科目	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	1
理科に属する科目	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	1
芸術及び外国語に属する科目	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	2
学校設定教科・科目	1
総合的な探究の時間	1
自立活動	1

- 2 各教科・科目の面接指導の1単位時間は50分を基本とし、必要に応じ弾力的な運用ができるものとする。
- 3 各教科・科目の面接指導の時間数のうち、多様なメディアを利用して学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その各教科・科目の面接指導の時間数を10分の6以内の範囲で免除することができる。ただし、免除する時間数は、複数のメディアを合わせて10分の8を超えることができない。
- 4 面接指導の場所は、構造改革特別区域法の定める区域内にある本校及び区域内の校外施設とする。

（試験）

第4条 試験は、原則として、定められた期限までに、必要枚数の報告課題が提出される見込みがあり、かつ、前条第1項に規定する最低面接指導回数を満たす見込みがある場合に、受験できるものとする。

- 2 試験は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前期単位認定試験（9月）
 - (2) 後期単位認定試験（11月）
- 3 単位認定試験は必ず受験しなくてはならない。教科・科目によっては、その特性に応じて試験を実施しないことができる。
- 4 試験は、第2項に規定する試験に加え、必要に応じて別日程で設けることができる。
- 5 試験は、構造改革特別区域法の定める区域内にある本校で行う。

（特別活動）

第5条 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上（1単位時間は50分として計算するものとする。以下同じ。）指導するものとする。

- 2 特別活動の時間数のうち、多様なメディアを利用して学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その指導時間数を1